

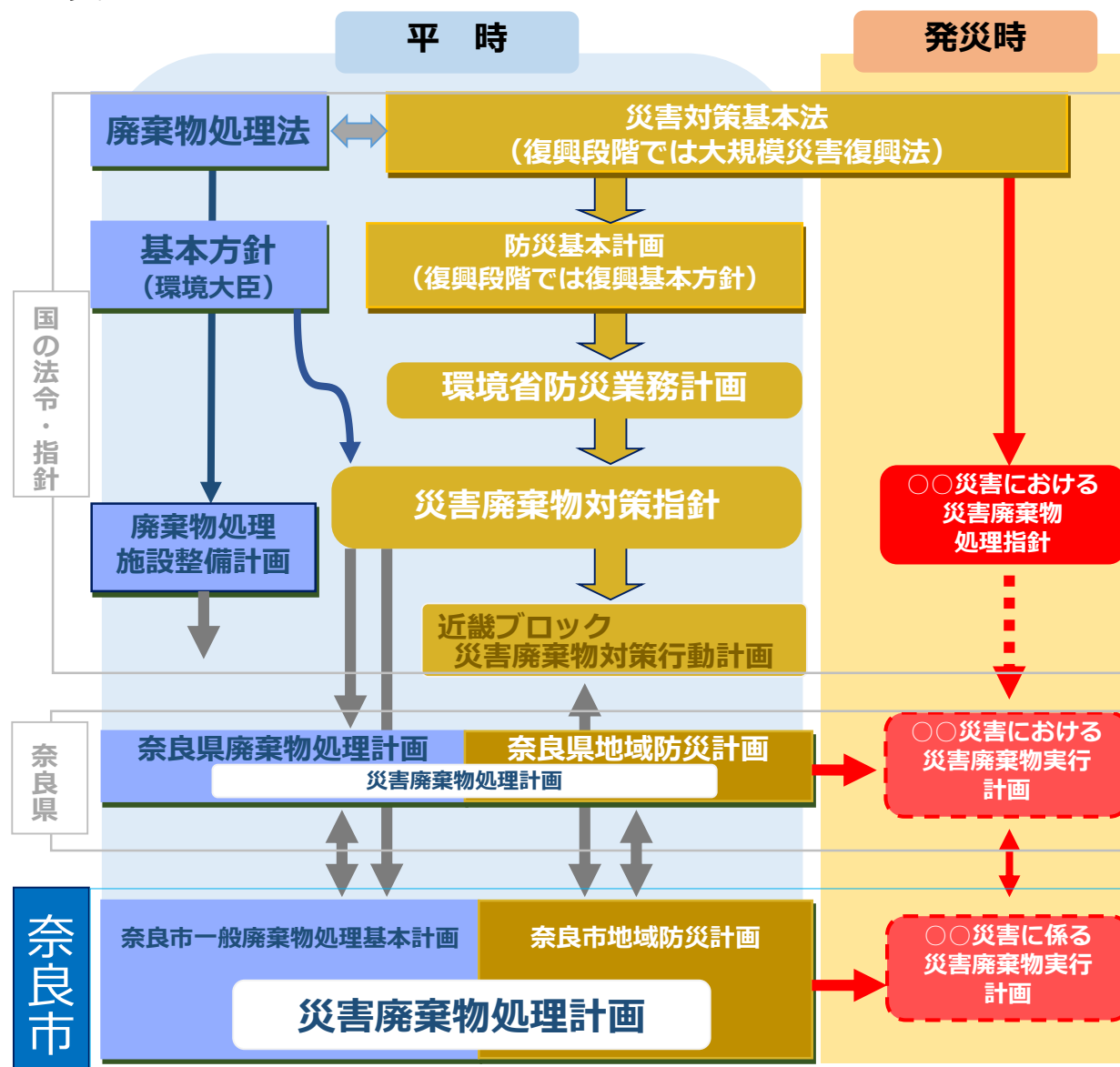
1 計画策定の背景と目的

大規模災害が起こった場合には、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することが重要となります。

本市では、平成21年3月に「奈良市災害廃棄物処理計画」を策定していますが、策定から10年以上経過し、見直しの時期を迎えており、新たに改定版として本計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」及び「奈良市地域防災計画」や「奈良県災害廃棄物処理計画」等との整合性に留意し、災害廃棄物の処理について、本市の基本的な考え方や処理方法等を示します。



3 廃棄物処理基本方針

本計画の災害廃棄物処理に係る基本方針は次のとおりとします。

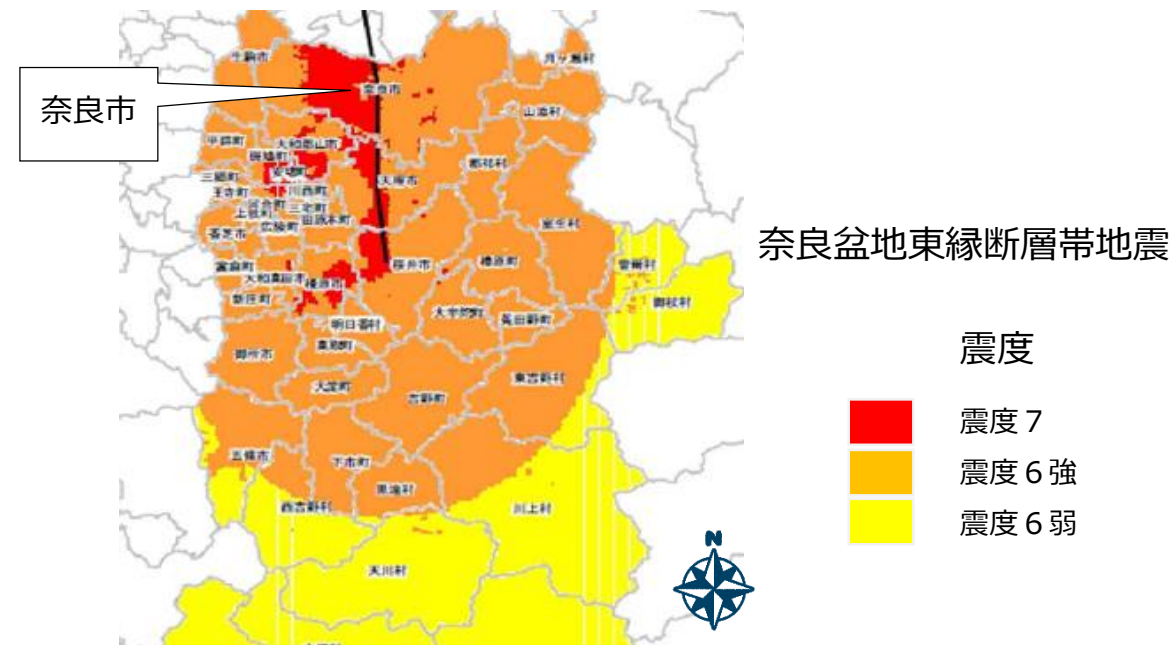
処理基本方針	適正かつ円滑・迅速な処理	災害からの早期の復旧・復興を目指し、迅速な処理を行います。
	計画的な処理	初動期・応急対応期・復旧復興期のそれぞれの状況を踏まえ、最大３年以内の処理を目指します。
	環境と安全を配慮した処理	公衆衛生上の支障を防止しながら、市民の生活環境を保全します。
	リサイクルの推進	可能な限り分別を行い、再資源化による有効利用を図り、処理負担を軽減します。

4 想定する災害

本計画で対象とする災害は、地震及び風水害等の自然災害であり、その災害により直接生じた被害及びこれに伴い生ずる被害についても対象とします。

地震災害については、「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」(平成16年)の調査結果に基づいた想定を行い、風水害については、集中豪雨による河川、排水路等の氾濫による浸水被害を想定しています。

なお、本市では奈良盆地東縁断層帯地震が、想定最大規模の地震災害となっております。



5 対象とする災害廃棄物

本計画の対象とする災害廃棄物等は、地震及び風水害等の自然災害によって発生する廃棄物（災害廃棄物）及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とし場合によっては、災害に伴う倒壊建物により発生する廃棄物についても対象とします。

区分	種類
災害廃棄物	可燃物／可燃系混合物、木くず、畳・布団、不燃物／不燃系混合物、コンクリートがら等、金属くず、家電（４品目）、その他家電、腐敗性廃棄物、有害廃棄物／危険物、廃自動車、処理困難物
生活ごみ、避難所ごみ、し尿・汚泥	家庭や避難所から排出される生活ごみ及び仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

6 発災後における災害廃棄物対応業務

災害発生後は、初動期、応急対応期、復旧・復興期の各段階において、被災状況や地域特性に応じた災害廃棄物の処理を実施します。

時期区分		時期区分の特徴
災害 応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）
	応急対応(前半)	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）
	応急対応(後半)	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）

7 災害廃棄物対策における内部組織体制

発災後は、右図のように組織体制を早期に確立し、庁内関係各課と連携して災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

・総務担当

災害廃棄物等対策全体の総括、対外交渉・連絡、補助金関連等

・災害廃棄物担当

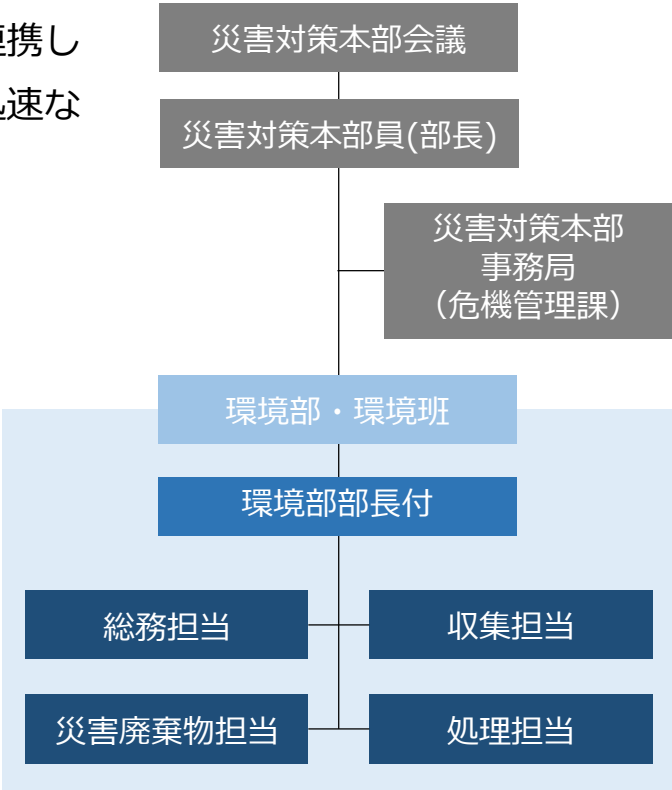
環境対策・モニタリング、公費解体撤去、仮置場の確保・設置・運営、不法投棄の防止、事業者指導等

・収集担当

収集運搬の管理、他市等からの応援要請の調整、仮設トイレの設置・維持管理等

・処理担当

処理施設の点検・復旧、代替施設の確保



8 協力・支援体制

○被害状況に応じて、災害支援協定等に基づき、他自治体や民間事業者等へ協力支援を要請します。

○県域を越えた広域処理は、県が協力要請を行うため、県と広域的な協力支援体制の構築を図り広域的な処理・処分について検討します。

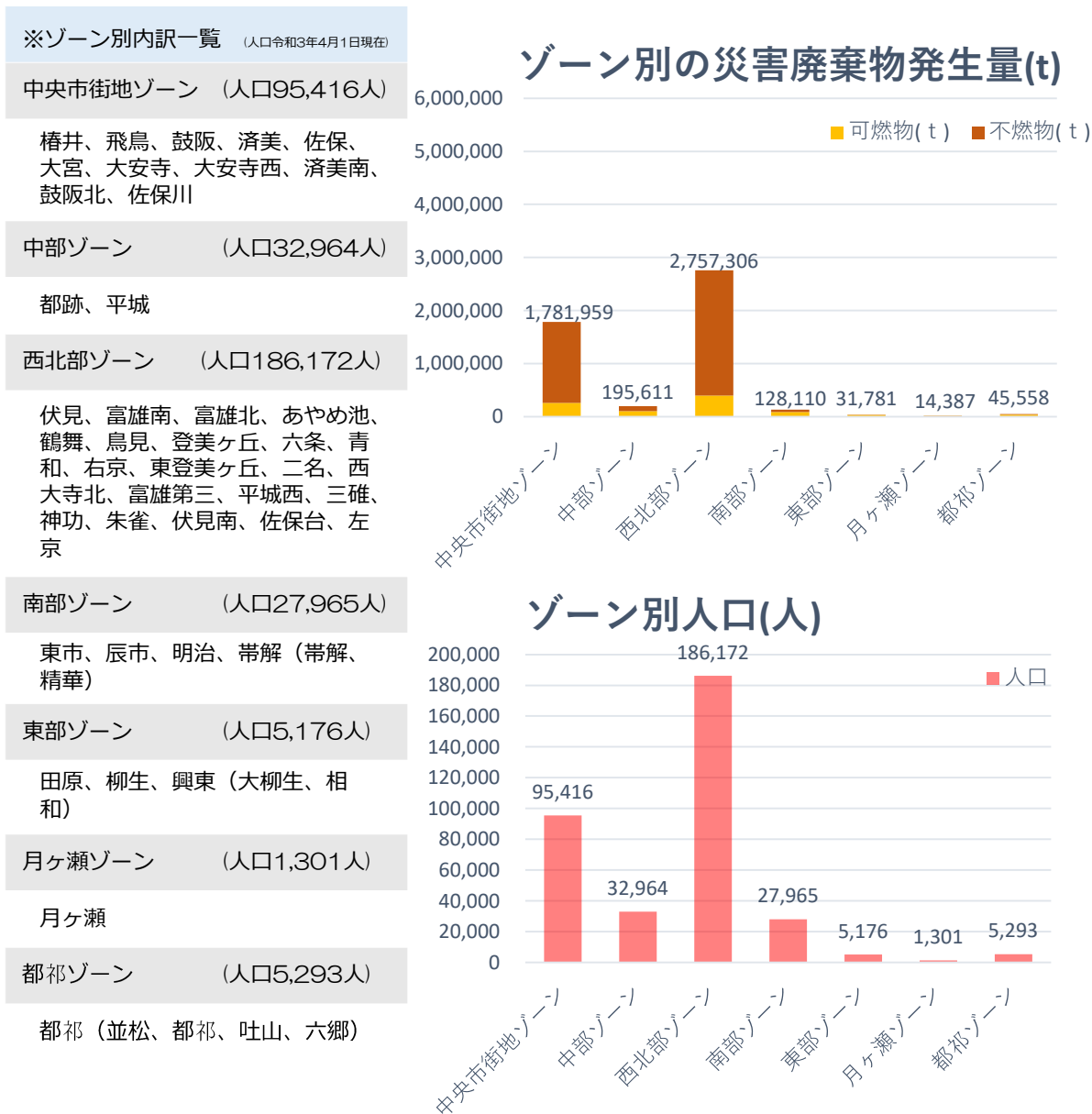
○被害が甚大であり、自区域内の処理では処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、D.Waste-NET（災害廃棄物処理支援ネットワーク）を活用します。

9 災害廃棄物の発生量と必要仮置場の推計

3つの想定災害ごとの災害廃棄物発生量の推計と仮置場の必要延べ面積を推計します。

想定災害	可燃物(t)	不燃物(t)	合計(t)	必要延べ面積(㎡)
①奈良盆地東縁断層帯地震	921,704	4,033,008	4,954,712	1,432,952
②中央構造線断層帯・生駒断層帯地震	432,146	1,890,896	2,323,042	671,847
③南海トラフ地震	2,190	9,581	11,771	3,405

本計画の想定最大規模（奈良盆地東縁断層帯地震）被害のゾーン別災害廃棄物発生量は次のとおりです。

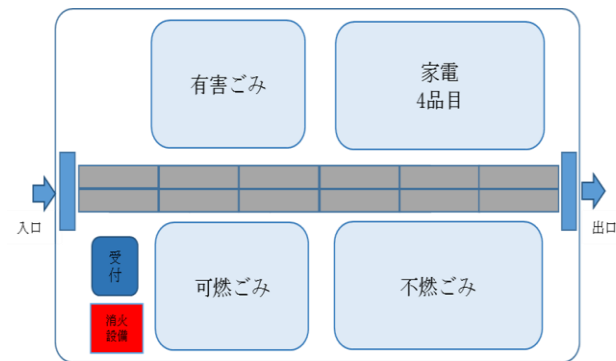


10 仮置場の種類と役割

仮置場は生活環境の保全に支障が生じないようにするために、災害廃棄物を集積、分別保管、処理するために一時的に設置される場所で、必要となる仮置場の種類、規模、設置箇所数は、災害廃棄物の性状や量により異なります。

市民仮置場

車両通行路の確保や生活環境の復旧を目的とし、道路等の散乱物や被災家屋からの災害廃棄物、片付けごみを一次仮置場開設時まで一時的に集積します。

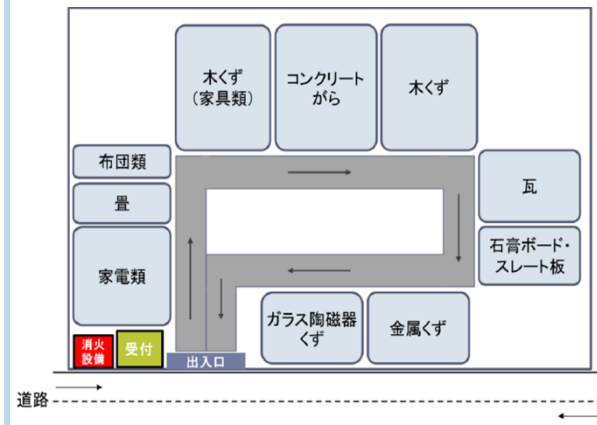


市民仮置場レイアウト（例）



一次仮置場

災害廃棄物の粗選別を行い、二次仮置場や処理・資源化施設等へ搬出するための拠点施設です。



一次仮置場レイアウト（例）



二次仮置場

一次仮置場の災害廃棄物を搬入・選別し、中間処理・最終処理をすべて行うまでの間、保管する拠点施設であり、仮設の破碎施設等を設置する場合があります。

1 1 災害発生後のおおまかな流れ

施設の状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材の確保状況を踏まえ、処理工程毎に進捗管理を行います。

行動	本編 ページ	初動期 (～数日間)	応急対応機 (3ヵ月程度)	復旧・復興期 (3年程度)
組織・配備体制	P10～	組織体制の構築	支援要請	
情報収集・記録	P14～	被災情報の把握、被害状況の調査		復旧状況の把握
実行計画等	P18～		実効計画の策定 災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計 処理スケジュールの検討	
収集運搬	P22～	収集運搬体制の構築、収集ルートの確保		
仮置場	P24～	仮置場の設置・管理・撤去		
し尿等 仮設トイレ	P29～	被災情報の把握、被害状況の調査		仮設トイレの 撤去
避難所ごみ 生活ごみ	P32～	排出方法、収集運搬体制の構築		
環境対策 モニタリング	P35～		環境モニタリングの実施	
住民への広報 相談窓口の設置	P39～	各種相談窓口の設置、住民等への啓発・広報		

1 2 し尿等

- 大規模災害発生時のし尿処理については、避難所に仮設トイレが設置され、平常時水洗化世帯が避難所での仮設トイレを使用することによるし尿処理量の増加が想定されます。
- 災害時のトイレの確保は、既設トイレの洋式便器を活用することで、数を確保することが可能です。

1 3 生活ごみ・避難所ごみ

- 大規模災害発生時には、災害廃棄物の処理だけでなく、市民生活を確保するために必要となる生活ごみの処理も並行して進めなければなりません。発災直後は、家庭や避難所から排出される生活ごみが一時的に増加するため、廃棄物収集車両の台数が不足することが見込まれます。このため、収集する生活ごみ・避難所ごみの優先順位を決めて処理します。
- 生活ごみのうち、生ごみなど衛生面から保管に問題があるものから優先的に回収し、燃やせないごみなど衛生面に問題のない廃棄物は、処理体制が復旧するまでの間は、家庭や避難所などのできる限り保管することとします。

1 4 貴重品・思い出の品等

- 災害廃棄物を撤去する場合は、貴重品や思い出の品の取り扱いが必要となります。遺失物法等の関係法令による手続きや対応を確認した上で取扱ルールを定め、回収・保管・運営・返却を行います。
- 歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混合しないよう、対象物が発見された場合の対処法等を周知徹底し、保護・保全に努めます。

1 5 選別・処理・再資源化

- 災害廃棄物の再資源化は最終処分量の減少やその延命化となることに加えて、処理期間の短縮にも有効です。そのため、災害廃棄物の排出段階から分別等を徹底処理できる事業者やその処理方法等について平時から把握します。

1 6 職員への教育訓練

- 災害廃棄物等の処理は、災害の規模、種類及び発生場所に応じて異なり、計画では想定していなかった様々な課題が発生します。
- 災害発災後、災害時の混乱した状況において災害廃棄物処理という専門性の高い分野に関して、適正かつ円滑・迅速に処理を実施するためには、平時から災害マネジメント能力の維持・向上を図ることを目的とした人材育成が必要です。